

令和8年3月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和8年3月2日（月） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和8年3月2日（月） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員 桼 原 雄 太

3 番議員 高 木 幸 広

5 番議員 鈴 木 哲 司

7 番議員 佐 藤 明 孝

9 番議員 岡 戸 章 夫

11 番議員 中 根 信 一 郎

2 番議員 小 澤 由 彦

4 番議員 佐 藤 嘉 彦

6 番議員 清 水 健 一

8 番議員 川 岸 和 花 子

10 番議員 加 藤 久 幸

12 番議員 西 田 彰

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太 田 康 雄

教 育 長 野 口 和 英

危機管理課長 鈴 木 知 寿

財 政 課 長 鈴 木 俊 久

副 町 長 村 松 弘

総 務 課 長 平 田 章 浩

政策企画課長 鈴 木 勇 登

税 務 課 長 長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 議事日程

————— 会議録署名議員の指名

————— 会期の決定

令和8年3月2日から3月25日まで24日間

————— 報告事項

例月出納検査の結果について

議案第 1号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

- 議案第 7 号 森町子ども・子育て会議条例について
- 議案第 8 号 森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 11 号 令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 13 号 令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 14 号 令和 7 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 15 号 令和 7 年度森町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 16 号 静岡県市町総合事務組合の規約の変更について
- 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方総合センター）
- 議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町大河内林業センター）
- 議案第 19 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉総合センター）
- 議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町一宮総合センター）
- 議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田総合センター）
- 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町飯田総合センター）
- 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）
- 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町旧藤江勝太郎家住宅）
- 議案第 25 号 森町道路線の廃止について
- 議案第 26 号 令和 8 年度森町一般会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 8 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 8 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 8 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 8 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 34 号 令和 8 年度森町公共下水道事業会計予算
- 議案第 35 号 令和 8 年度森町病院事業会計予算

11 会議に付した事件

議事日程に同じ

<議事の経過>

議長

(中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから令和 8 年 3 月森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すよう
にお願いします。

ここでお諮りします。

森町議会会議規則第 51 条に「会議において発言しようとする者は、起立して『議長』と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。」とあります。本定例会は、感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、発言するときは、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は森町議会会議規則第 127 条の規定によって、
9 番、岡戸章夫君及び 10 番、加藤久幸君を指名します。

日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 24 日間にしたい
と思います。

議 長

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月25日までの24日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から「例月出納検査の結果について」報告が来ております。

サイドブックに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第4、議案第1号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第1号「専決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「令和7年度森町一般会計補正予算(第10号)」の専決処分でございますが、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙に伴う経費の計上に急を要したため、令和8年1月20日に専決処分を行ったものであります。

さて、本補正予算は補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,500千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,158,092千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款5項5目、衆議院議員総選挙費12,500千円につきましては、全て選挙に必要な経費の補正でありまして、主

なものにつきましては、各投票所並びに期日前投票所における投票管理者及び立会人等の報酬 819 千円、投票・開票事務に従事する職員諸手当 4,282 千円、入場券の郵送料等の通信運搬費 648 千円、選挙用ポスター掲示場設置及び撤去委託料として 772 千円、投票用紙自動交付機 7 台を更新するための諸備品購入費 2,541 千円を計上したものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、15 款 3 項 1 目、総務費委託金 12,500 千円につきましては、衆議院議員総選挙執行経費交付金であります。

ただいま御説明申し上げましたように、歳出予算の全額について、国からの交付金によって賄われることを申し添えます。

以上が、専決処分に係る令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 10 号）の概要でございます。よろしく御審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありますか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ）川岸です。

7・8 ページの衆議院議員総選挙費ということで庁用器具費の諸備品購入費で、自動交付機を 7 台更新ということでこの更新が必要であった理由と、何台中何台更新したかを教えてください。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）総務課長。

総務課長

（ 平田 章 浩 君 ）総務課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

庁用器具費でございますけども、今回、専決で 7 台更新させていただいております。夏の参議院選挙で 10 台更新させていただき、一昨年、秋の衆議院選挙で 4 台更新をしてございます。21 台全て新しい交付機に更新させていただきました。今までの交付機に不具合が発生をしたということではございませんけども、経年劣化をしておりますので、選挙に必要な備品類につきましては、

議 長
8 番議員

選挙ごとに更新をしていきたいと考えております。以上です。

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) では、手数料の読取機等点検手数料の内容を教えてください。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 読取機等点検手数料でございますけども、読取機につきましては開票事務で使う機器、備品になります。開票所で機械の調子が悪いといいますが、スムーズに開票事務ができない場合があったらまずいものですから、事前に読取機等の開票事務に使う機器、それから投票事務に使う交付機については、事前に点検をして投票、開票がスムーズにいくようにしております。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 終了したということで、職員諸手当はこの予算範囲で収まったのでしょうか。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

選挙は2月8日に終わりました。職員諸手当の支払いについては、今月を予定しておりまして、予算の範囲に収まっております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西田彰 君) 今回の総選挙は突然の解散と、そして投票までに短い時間でした。それによって行政側の不具合とか、そういったものはございませんでしたでしょうか。

全国的には雪で投票場を早く閉めてしまうとか、行けないので、バスを出して投票してもらおうとかしておりましたが、森町ではそのようなことはもちろんないと思います。不具合はありませんでしたか。

議 長

(中根信一郎 君) 総務課長。

総務課長

(平田章浩 君) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

選挙が1月27日に告示がありまして、28日から期日前投票を実施してございます。期日前投票、当日の投票もそうですが、基本的に入場券を持って会場に訪れていただいて、投票用紙をお分けするという形でございますけども、入場券が届いていない場合には、そこで宣誓書を書いていただいて判断をする、投票用紙をお配りするというところでございましたけども、入場券につきまして28日の期日前投票初日に届いていない人がいたという状況はございました。ただ先ほど言いましたとおり、宣誓書を書いていただいて本人確認を取れますと、入場券をお配りしていたものですから、特に大きな混乱はなかったかと思います。

それと、解散したのが23日で、公示が1月27日でございます。解散の翌日から公示までの間に4日間の日が欲しいということですけども、法律に決められていますけど、4日間の日が取れなかったものですから、最高裁の国民審査につきましては、11日間の期日前投票の中で丸々行われるということではなく、2月1日から2月7日の7日間ということがございましたので、その情報が漏れなくといいますか、全ての人に行き届いていなかったということで、1月28日から31日までに知らなくて、期日前投票に来られた人がいたというようなことはございましたけども、基本的に期日前投票所で表示をするし説明をしながら、御理解をいただいていたということでございます。

非常に気を付けた点につきましては、期日前投票で1月28日から1月31日までの間に、およそ1,000人が衆議院の投票を済ませており、国民審査を1,000人が済ませてないという状況でありましたので、残りの期日前投票の間、または2月8日の当日の投票所において国民審査だけをやりに来る人も存在をするということで、そこについては、徹底をするようにということで、職員の説明会においても徹底をさせていただき、結果として、うちの町で

議 長

は二重投票はなかったということになっております。以上です。

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

(佐藤明孝 君) 1 点確認の意味でお聞きいたします。

職員の諸手当の関係です。対象となった職員数はどのぐらいいらっしゃるのか。また手当が与えられるという期間的なもの、時間的なものというのはどのような割合になっているのか、その点をお願いいたします。

議 長

(中根信一郎 君) 総務課長。

総務課長

(平田章浩 君) 総務課長です。

佐藤明孝議員の質問にお答えをさせていただきます。

職員の手当につきましては、投票事務、開票事務に従事した人、それから期日前投票事務の投票に従事した人が職員諸手当の対象になってございます。具体的に今回の選挙で予算上のお話をさせていただきますと、予算については人数で確保ということではなく、時間で確保させていただいております。投開票事務の事務従事者は夜 10 時、22 時までの人で 870 時間、10 時以降の人で 260 時間。それから期日前投票所につきましては 22 時以降の事務がございませんので、22 時までの時間で 600 時間の予算を確保させていただいております。

先ほども川岸議員の質問でお答えをさせていただきましたけども、この時間外手当につきましては予算の範囲内で今回の選挙が収まっております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

(佐藤明孝 君) 分かりました。

投開票事務、これは時間で確保しているとお聞きしました。すると、いわゆる事前準備的なものというのはどの部分に当てはまっているのか、前日からアリーナ辺りでも会場準備に大変に時間がかかっていると思いますけれども、この事前の準備的なものというのは、どのような割合になっているのでしょうか。

議 長	(中根信一郎 君) 総務課長。
総務課長	(平田章浩 君) 総務課長です。 佐藤明孝議員の再質問にお答えをさせていただきます。 選挙事務につきましては森町においては、衆議院議員については公示日から選挙事務ということでこちらの時間外手当で対応しております。具体的には佐藤明孝議員が質問していただいた内容につきましては、投票事務、開票事務の準備ということで、この時間外手当から支出をさせていただいております。以上です。
議 長	(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。
議 長	(発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 次に、賛成の方の発言を許します。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。 (起立全員)
議 長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。 日程第5、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職員朗読)
議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）ただいま上程されました議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、従来の初任給調整手当を第1種初任給調整手当とし、新たに第2種初任給調整手当を設けるものでございます。第2種初任給調整手当は、地域別最低賃金に相当する額を下回る月例給与水準となる場合に支給する手当でございます。

加えて、第11条の2の改正内容は、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

最後に、附則第2項は、暫定再任用短時間勤務職員にも第2種初任給調整手当を支給可能とするための改正を行うものでございます。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）日程第6、議案第3号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ）ただいま上程されました議案第3号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、新たにフルタイム会計年度

任用職員に支給可能な手当として第２種初任給調整手当が創設されたため、改正するものであります。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第７、議案第４号「第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第４号「第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和７年人事院勧告のとおり、期末手当の支給月数を１.２５月から１.２６２５月に、勤勉手当の支給月数を１.０５月から１.０６２５月に引き上げるものでございます。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第８、議案第５号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長	町長、太田康雄君。
町長	(太田康雄君) ただいま上程されました議案第5号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。 本案は、「一般職の職員の給与に関する法律」が令和7年12月に改正され、それに伴い「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」に定められている補償基礎額が改正されたこと、また扶養に係る補償基礎額の加算額についても改定されることとなったため、改正を行うものでございます。 なお、施行日は、令和8年4月1日とするものであります。 以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議長	(中根信一郎君) 日程第9、議案第6号「森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職員朗読)
議長	(中根信一郎君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町長	(太田康雄君) ただいま上程されました議案第6号「森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」提案理由の説明を申し上げます。 乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）につきましては、12月定例会において、乳児等通園支援事業を実施する事業所の設備や職員配置等の認可基準を定めた「森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」をお認めいただいたております。 本案は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として「乳児等のための支援給付」が創設され、乳児等通園

支援事業が給付事業となることから、公的給付の対象施設であることを確認する際の基準を定める必要があり、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、条例を制定するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第10、議案第7号「森町子ども・子育て会議条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第7号「森町子ども・子育て会議条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「子ども・子育て支援法」及び「こども基本法」に基づき森町子ども・子育て会議の設置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

現在、森町子ども・子育て会議の設置につきましては、「森町子ども・子育て会議設置要綱」を根拠としておりますが、「こども基本法」の制定により、こども計画の策定及びこども施策の総合的かつ一体的な推進が求められ、その中核を担う協議会としての位置付けが必要とされたことから、会議の設置根拠及び役割を明確にするため、法令の趣旨に即し、現要綱を廃止し条例を制定するものでございます。

なお、施行日は、令和8年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長	(中根信一郎 君) 日程第 11、議案第 8 号「森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読)
議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 8 号「森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。 令和 7 年 2 月 26 日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を契機に林野庁と消防庁の共同により、今後の消防防災対策のあり方について見直しを図り、新たに林野火災注意報を創設し、また林野火災警報（消防法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報）を的確に発令することで、林野火災予防の実効性を高めていくこととなりました。これを踏まえて、袋井市森町広域行政組合では、令和 7 年 10 月 27 日の組合議会定例会において、袋井市森町広域行政組合火災予防条例が改正され、林野火災注意報の発令と林野火災注意報及び林野火災警報発令時の火の使用制限が規定されました。 本町におきましても、「森町火入れに関する条例」において、林野火災注意報及び林野火災警報発令時の対応を明記し、火の使用について、所要の改正を行うものであります。 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長	(中根信一郎 君) 日程第 12、議案第 9 号「森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読)
議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めま

す。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 9 号「森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

森町スポーツ振興基金は、ヤマハレディースオープン葛城大会への協力に対する感謝の気持ちとして、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社から町に 100 万円の寄附があったことから、寄附の趣旨に沿って町のスポーツ振興と普及に充てるため、平成 20 年度に設置いたしました。

本案は、条例の名称を「森町スポーツ振興基金条例」から「森町スポーツ・文化振興基金条例」に改め、基金を活用してスポーツ大会出場者に対して行っております交付金に文化芸術部門を追加いたします。さらに、スポーツ振興に必要な設備等の整備、地域クラブ活動への支援等も基金で行えるよう定めるものでございます。

なお、施行日は、令和 8 年 4 月 1 日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 13、議案第 10 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 10 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ

それ 220,319 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,378,411 千円とするものであります。

10 ページ、第 2 表、繰越明許費につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、令和 8 年度に繰り越す事業及び金額を新たに設定するものでございます。

2 款 4 項の戸籍住民基本台帳事務費につきましては、国の補正予算により措置されました、戸籍の旧氏への振り仮名に関するシステム改修委託料を令和 8 年度に繰り越すものでございます。

4 款 3 項の上水道安全対策事業繰出金につきましては、水道事業会計の南部配水池増設工事において、設計の照査に不測の日数を要したことにより、事業を繰り越す見込みとなったためでございます。

6 款 1 項の新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金につきましては、株式会社えんもりがてん茶機械設備一式を導入する事業について、国の補正予算により事業を実施することとなったため、予算に計上し令和 8 年度に繰り越すものでございます。

7 款 1 項の旧児童館跡地及び周辺地域整備企画設計業務につきましては、当該業務の中に実施設計業務に係る管理も含まれていることから、令和 8 年度に実施する実施設計業務に伴い期間を延長して業務を行うため、繰り越すものでございます。

また、中川下工業専用地域開発可能性詳細調査業務委託につきましては、当該業務のうち環境影響調査について、一時的な調査を想定しておりましたが、年間を通じて重要種の調査を行わなければならないことが判明したことや地質調査業務について、当初想定していた以上に支持層が深かったため、対策検討に時間を要したこと等から年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

8 款 2 項の町単独道路改良事業につきましては、町道宮代東大洞院線宮代橋歩道橋上部工工事について、上部工の資材製作に時間を要することとなったことと、町道赤根円田線法面对策工事に

ついて、法面工事を実施する際に必要な専門業者の確保に時間を要しており、工程に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

交通安全対策事業（森・天宮地区）につきましては、町道新田赤松線改築事業について、地元地権者との調整等に時間を要したため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

防災・安全交付金（舗装修繕）及び道路メンテナンス事業（橋梁^{りょう}長寿命化）につきましては、国の補正予算により、交付内示が通知されましたので、予算に計上し令和８年度に繰り越すものでございます。

３項の町単独河川改修事業につきましては、普通河川かじや沢改修工事について、資材の入手難により、年度内の事業完了が困難な見込みになったこと、また緊急自然災害防止対策事業及び緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業の追加の確認通知を受けた、田能川、新堀川、新沢川の工事について、予算に計上し、令和８年度に繰り越して事業を実施するもの等でございます。

４項の森町袋井インター通り線整備事業負担金につきましては、県が行っている地質調査業務が繰越しとなることから、町についても令和８年度に繰り越すものでございます。

１０款２項の森小学校修景整備工事につきましては、門扉等の資機材の納入に時間を要したため、年度内に完了することが困難な見込みとなったことによるものでございます。

１１款１項の過年発生林道補助災害復旧事業につきましては、林道明ヶ島線災害復旧工事でございます。崩土除去、地山の整形をしたところ、既設擁壁の変状や地盤線が当初の想定と異なることが判明し、既設擁壁の安全性の確認や施工範囲の拡大により、不測の作業日数を要し、年度内の完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

２項の現年発生公共土木施設補助災害復旧事業につきましては、

準用河川大洞院川災害復旧工事でございまして、資材の入手に時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

11 ページ、第3表、債務負担行為補正につきましては、可燃ごみ収集運搬業務委託について、令和8年4月からの円滑な業務実施に向け準備を進めるため、設定するものでございます。

12 ページ、第4表、地方債補正につきましては、まず、1の追加でございますが、防災・減災・国土強靱化^{じん}緊急対策事業については、国の補正予算により、交付内示を受けた町道森西組線舗装改良工事の財源として追加するものでございます。

緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業については、同事業が国の確認通知を受けましたことから、準用河川新堀川^{しゅんせつ}浚渫工事及び準用河川新沢川^{しゅんせつ}浚渫工事の財源として追加するものでございます。

次に、2の変更でございますが、農林水産業施設災害復旧事業につきましては、補助災害復旧事業の基準に満たない崩土処理等の財源として限度額を増額する変更でございます。

学校教育施設等整備事業につきましては、G I G Aスクール構想推進事業の無線LAN機器更新工事について、国の補正予算により内示を受けたことに伴い、充当率が増えるため、限度額を増額する変更でございます。

一般補助施設整備等事業につきましては、旧藤江勝太郎家改修事業の財源として、地域活性化事業から振替を行うため、限度額を増額する変更でございます。

地域活性化事業につきましては、旧児童館跡地整備等実施設計業務委託の減額及び旧藤江勝太郎家改修事業について、財源振替を行うため、限度額を減額する変更でございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、同事業が国の追加での確認通知を受けましたことから、普通河川田能川改修工事の財源として、限度額を増額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し

上げます。

13・14 ページ、2 款 1 項 1 目、一般管理費 1,964 千円のうち、説明欄 0001 職員給与費 1,554 千円につきましては、職員の退職手当組合負担金に不足が見込まれることから、追加をするものでございます。

5 目、財産管理費 24,443 千円のうち、財政調整基金積立金 2,383 千円につきましては、令和 8 年 3 月 31 日をもって経済変動対策貸付資金利子補給基金が廃止されることに伴い、残額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

減債基金積立金 19,326 千円につきましては、令和 7 年度普通交付税のうち追加交付されました臨時財政対策債償還基金費分について、国の指示に基づき、基金積立てを行うものでございます。

企業立地推進基金積立金 2,354 千円につきましては、町有地の土地売却代を積み立てるものでございます。

10 目、情報管理費 39,386 千円の減額につきましては、自治体システムの標準化・共通化において、一部の事業実施を見直したことによる減額でございます。

2 項 1 目、企画総務費 13,949 千円につきましては、秋葉バスサービス株式会社が運行するバス路線について、運行欠損額の増加が見込まれることから、バス路線維持事業費補助金を増額し補助するものでございます。

15・16 ページ、4 項 1 目、戸籍住民基本台帳費 7,106 千円につきましては、戸籍附票への旧氏並びに旧氏への振り仮名記載に係る改修及び氏名の振り仮名を住民基本台帳へ一括登録するためのシステム改修費でございます。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 16,344 千円につきましては、障害福祉サービス費等給付事業や補装具費給付費について、12 月までの実績で見込みを上回る利用があったことに伴い、現予算に不足が見込まれるため、障害福祉サービス費等給付事業 15,000 千円、補装具費給付費 1,344 千円を追加するものでございます。

4 目、老人福祉費 2,255 千円につきましては、介護保険特別会計のシステム改修委託料に対する一般会計からの繰出金でございます。

5 目、後期高齢者医療費 1,165 千円の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計に対して、一般会計から繰出しを行っている保険料軽減分と被扶養者軽減分について、決算見込みにより減額するものでございます。

2 項 3 目、保育園費 23,400 千円の減額のうち、多様な保育推進事業費補助金 6,400 千円の減額につきましては、県の補助金交付要綱が改正され、単価が見直しされたことによるもの及び利用実績見込みにより減額するものでございます。

また、地域型保育給付費 17,000 千円の減額につきましては、当初の見込みよりも利用が少なかったことによる減額でございます。

17・18 ページ、4 款 1 項 2 目、予防費 9,500 千円の減額につきましては、予防接種事業費のうち新型コロナウイルス定期予防接種の接種実績に基づき新型コロナウイルス定期予防接種委託料 4,000 千円及び新型コロナウイルス定期予防接種負担金 2,000 千円を減額するもの、インフルエンザ予防接種の接種実績に基づき、インフルエンザ予防接種委託料 1,000 千円を減額するものと、定期予防接種の接種実績に基づき、定期予防接種負担金 2,500 千円を減額するものでございます。

5 目、診療所費 60,000 千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため追加の繰出しを行うもので、今年度の繰出金額は通常分の 5 億円に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 17,000 千円を加え、総額で 5 億 1,700 万円となります。

2 項 1 目、清掃総務費 14,628 千円の減額につきましては、袋井市森町広域行政組合ごみ処理施設費分担金でございまして、中遠クリーンセンター管理運営業務委託料の減やごみ処理施設整備費の減額に伴う分担金の減額でございます。

19・20 ページ、6 款 1 項 3 目、農業振興費 86,863 千円につきましては、国の補正予算により措置されることとなった新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金でございまして、株式会社えんもりがてん茶機械設備一式を導入することに対して補助するものでございます。

7 款 1 項 4 目、観光費 11,000 千円の減額につきましては、旧児童館跡地整備等実施設計業務委託料分でございまして、基本設計段階において、拠点施設の規模や施設内機能配置等の検討に時間を要したことにより、実施設計業務に着手できず、令和 8 年度当初予算に再計上したことによるものでございます。

6 目、森町体験の里振興費 31,118 千円につきましては、指定管理者変更に伴う費用でございまして、公有財産購入費及び備品購入費につきましては、株式会社アクティ森が所有する資産を町が購入するための費用でございます。また、株式会社アクティ森清算に伴う補助金につきましては、今後株式会社アクティ森の清算を行うにあたり、債務等の清算に必要となる費用に対し、補助するものでございます。

21・22 ページ、8 款 1 項 1 目、土木総務費 1,000 千円につきましては、急傾斜崩壊対策事業負担金でございまして、県が問詰黒石地内で実施した用地測量設計分でございます。

2 項 3 目、道路新設改良費 35,642 千円のうち、説明欄 0002 県単事業負担金 10,358 千円の減額につきましては、県単独道路整備事業に係る負担金の実績に伴う減額でございます。

0007 防災・安全交付金（舗装修繕）46,000 千円は、国の補正予算により交付内示された森西組線舗装改良工事分でございます。

4 目、橋^{りょう}梁維持改良費 82,000 千円につきましては、国の補正予算により交付内示された橋^{りょう}梁点検業務委託料の計上でございます。

3 項 2 目、河川維持改修費 27,500 千円につきましては、緊急自然災害防止対策事業の追加確認通知を受けました普通河川田能川

の改修、緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業の確認通知を受けました、準用河川新堀川及び新沢川の^{しゅんせつ}浚渫でございまして、雨季前の早期事業着手のため、計上するものでございます。

23・24 ページ、9 款 1 項 1 目、常備消防費 1,763 千円につきましては、袋井市森町広域行政組合消防分担金でございまして、人件費の増加によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、5 款 1 項 1 目、株式等譲渡所得割交付金 10,000 千円、7 款 1 項 1 目、地方消費税交付金 30,000 千円につきましては、本年度の実績見込みにより増額するものでございます。

11 款 1 項 1 目、地方交付税 173,000 千円につきましては、普通交付税の再算定による追加に基づく本年度の交付実績見込みを受け、増額するものでございます。

15 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金 12,171 千円につきましては、町内保育園への委託料に対する公定価格の負担率改定に伴う増額及び補装具費給付費や障害福祉サービス費等給付事業に対する国庫負担金でございます。

2 項 1 目、総務費国庫補助金 7,106 千円につきましては、戸籍の旧氏への振り仮名表記等に係る改修費に対する補助金でございます。

4 目、土木費国庫補助金 26,900 千円につきましては、国の補正予算により交付内示された橋^{りょう}梁点検業務委託料及び森西組線舗装改良工事に対する補助金でございます。

7 目、災害復旧費国庫補助金 1,759 千円につきましては、令和 7 年 8 月に被災した準用河川大洞院川災害復旧事業について、激甚災害指定されたことにより、実施設計委託料が補助対象となったことに伴う補助金でございます。

7・8 ページ、16 款 1 項 1 目、民生費県負担金 3,385 千円につきましては、補装具費給付費や障害福祉サービス費等給付事業等に対する県負担金でございます。

2 項 2 目、民生費県補助金 3,200 千円の減額につきましては、多様な保育推進事業費補助金の交付要綱改正に伴う補助単価の減額及び利用実績に伴うものでございます。

4 目、農林水産業費県補助金 86,863 千円につきましては、国の補正予算を受けて、株式会社えんもりが行うてん茶機械設備一式の導入に対する補助金でございます。

17 款 2 項 1 目、不動産売払収入 2,354 千円につきましては、町有地 3 件の売払代で、企業立地推進基金に積み立てるものでございます。

19 款 2 項 1 目、財政調整基金繰入金 100,000 千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから、当初予算へ計上しております取崩額 4 億 5,000 万円の一部を取り止めるものでございます。

2 目、減債基金繰入金 60,000 千円の減額につきましては、本年度の収入状況の見込みから、当初予算へ計上しております取崩額 1 億 1,000 万円の一部を取り止めるものでございます。

9・10 ページ、7 目、ふるさと応援基金繰入金 5,748 千円につきましては、旧児童館跡地整備等実施設計業務委託料分の減額と旧藤江勝太郎家改修事業の財源振替に伴う増額分でございます。

10 目、経済変動対策貸付資金利子補給基金繰入金 2,383 千円につきましては、令和 8 年 3 月末日の基金条例廃止に伴い、残額を繰り入れるものでございます。

20 款 1 項 1 目、繰越金 3,799 千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

21 款 3 項 3 目、雑入 23,067 千円の減額のうち、総務費雑入 28,577 千円の減額につきましては、自治体システム標準化・共通化事業の一部の見直しによる減額でございます。

民生費雑入 513 千円につきましては、令和 6 年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金でございます。

22 款 1 項 5 目、商工債 9,900 千円の減額につきましては、旧児

童館跡地整備等実施設計業務委託の減額に伴うものでございます。

6 目、土木債 50,000 千円につきましては、普通河川田能川改修工事に対する緊急自然災害防止対策事業債、町道森西組線舗装改良工事に対する防災・減災・国土強^{じん}靱化緊急対策事業債及び準用河川新堀川等^{しゅんせつ}浚^{しゅんせつ}渌工事に対する緊急浚^{しゅんせつ}渌事業債でございます。

8 目、教育債 100 千円の減額につきましては、学校教育施設等整備事業の充当率増に伴う増額及び旧藤江勝太郎家改修事業に対する財源振替に伴う減額分でございます。

11・12 ページ、9 目、災害復旧債 1,100 千円につきましては、補助災害復旧事業の基準に満たない崩土処理等の財源としての増額でございます。

以上が「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） ここでしばらく休憩をいたします。

（ 午前 10 時 37 分 ～ 午前 10 時 50 分 休憩 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 14、議案第 11 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 11 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 260 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,977,097 千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、7 款 1 項 2 目 償還金 260 千万円につきましては、令和 6 年度に実施いたしました特定健康診査等の事業費の実績が確定したことにより保険給付費等交付金特別交付金を県に返還するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、7 款 1 項 1 目 繰越金 260 千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 15、議案第 12 号「令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 12 号「令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14,748 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 307,936 千円とするものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、1 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 14,730 千円は、当年度に収納した保険料を負担金として後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

当初予算は広域連合が試算した額を基に計上しておりますが、

このうち保険料分が所得額の増加により、試算よりも多くなる見込みであることから、増額分を補正計上するものであります。

2 款 2 項 1 目、一般会計繰出金 18 千円は、令和 6 年度の後期高齢者医療特別会計に係る預金利子を後期高齢者医療特別会計から一般会計へ繰り出すものでございます。令和 6 年度の預金利子につきましては、令和 7 年度の予算編成時には確定しておらず、見込額を計上しておりましたが、令和 6 年度は利率が上がり、当初の見込額より増加したため不足分を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、1 款 1 項 1 目、後期高齢者医療保険料 15,885 千円は、広域連合が試算した保険料の決算見込額に基づき増加分を補正計上するものでございます。所得が伸びたことにより、当初予算と比較して保険料額が増加したため、決算見込額との差額を計上するものでございます。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 1,165 千円の減額は、こちらも広域連合の試算に基づくもので、低所得者の保険料軽減分であります。保険基盤安定負担金については、一般会計から繰入れをしており、決算見込みにより減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目、繰越金 18 千円は、令和 6 年度の後期高齢者医療特別会計に係る預金利子の補正計上によるものでございます。

4 款 1 項 1 目、延滞金 10 千円は、後期高齢者医療広域連合納付金として納付するために、令和 7 年度の延滞金収納額を計上するものでございます。

以上が「令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 日程第 16、議案第 13 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 13 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,730 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,436,135 千円とするものであります。

それでは、以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、1 款 1 項 1 目、一般管理費 4,510 千円につきましては、令和 7 年度税制改正に伴う介護保険システム改修を実施するため、必要となる経費を計上するものでございます。

7 款 1 項 2 目、償還金 220 千円につきましては、令和 6 年度のシステム改修事業費に係る国庫支出金の精算に伴う返還金であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、3 款 2 項 6 目、システム改修事業費補助金 2,255 千円及び 7 款 1 項 4 目、事務費負担金等繰入金 2,255 千円につきましては、介護保険システム改修に係る国庫補助金及び一般会計繰入金でございます。

8 款 1 項 1 目、繰越金 220 千円につきましては、財源調整に伴う計上でございます。

以上が「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第 17、議案第 14 号「令和 7 年度森町水道事業会計補正予算 (第 2 号)」についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 14 号「令和 7 年度森町水道事業会計補正予算 (第 2 号)」について、提案理由の説明を申し上げます。 本案は、職員の退職手当組合負担金について、不足が見込まれることから、追加をお願いするものでございまして、予算書 1 ページの補正予算第 2 条で、当初予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を改め、第 1 款第 1 項、営業費用を 321 千円増額するものでございます。 それでは補正の内容を申し上げますので、附属資料の 1・2 ページを御覧ください。 収益的収支及び支出の明細であります。支出について、職員 3 人分の退職手当組合負担金の確定に対応するため、321 千円の増額をお願いするものでございます。 以上が、「令和 7 年度森町水道事業会計補正予算 (第 2 号)」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長	(中根信一郎 君) 日程第 18、議案第 15 号「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算 (第 2 号)」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読)
議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 15 号「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算 (第 2 号)」について、提案理由の説明を申し上げます。 本補正予算の第 2 条につきましては、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出に企業債 409,000 千円を追加し、収益的収入及び

支出の予定額の収入について、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益 322,809 千円に 60,000 千円を追加し、382,809 千円とし、病院事業収益の予定額を 3,070,311 千円とするものでございます。

医業外収益 60,000 千円の増額につきましては、3月に企業債元利償還金の支払い等が予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計から他会計負担金として補正計上するものであります。

第3条につきましては、予算第6条で定めた企業債に経営安定化のための運転資金として、経営改善推進事業 409,000 千円の借入を追加するものでございます。

第4条につきましては、予算第7条で定めた一時借入金の限度額を 60,000 千円減額し、940,000 千円とし、第5条では、予算第10条で定めた他会計からの出資金及び負担金の額を 60,000 千円増額し、517,000 千円とするものでございます。

以上が「令和7年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第19、議案第16号「静岡県市町総合事務組合の規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第16号「静岡県市町総合事務組合の規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更は、本組合を構成する地方公共団体である南伊豆地域清掃施設組合が令和8年3月31日付けにて解散することに伴い、本組合から脱退するため、規約を変更するにあたり、地方自

治法第 290 条の規定に基づき、組合を構成する市町組合議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)
議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
次に、賛成の方の発言を許します。
討論はありませんか。

(発言する者なし)
議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
これから議案第 16 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。
したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 17 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町天方総合センター）」から日程第 25、議案第 22 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町飯田総合センター）」まで議案 6 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)
議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） ただいま一括して上程されました議案第 17 号から議案第 22 号までの「公の施設の指定管理者の指定について」の 6 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 17 号の森町天方総合センターにつきましては、改修工事が終了して新規に指定管理を行うものでございます。指定管理者は森町大鳥居 96 番地の 2、天方地区町内会長連絡協議会で、本年 3 月 31 日まで森町天方生活改善センターの指定管理を行っている団体でございます。

議案第 18 号から議案第 22 号までの 5 議案でございますが、現在も指定管理者としてそれぞれの施設を管理しております団体でございまして、森町大河内林業センターの指定管理者は森町三倉 2218 番地の 6、大河内町内会、森町三倉総合センターの指定管理者は森町三倉 826 番地の 2、森町森林組合、森町一宮総合センターの指定管理者は森町一宮 1845 番地の 10、一宮地区町内会長連絡協議会、森町園田総合センターの指定管理者は森町谷中 513 番地の 1、園田地区町内会連絡協議会、森町飯田総合センターの指定管理者は森町飯田 4040 番地の 28、飯田地区町内会長連絡協議会をそれぞれ指定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

指定の理由につきましては、これらの 6 施設は地域住民の連帯意識を高揚し、地域や町内会の自治活動を積極的に推進することを目的として設置された地域や町内会のための集会等の施設であり、それら施設の管理は対象地区内の町内会の連合組織や町内会及び施設内に事務所を置き、施設の運営にも参画している団体が行うことで、住民の平等な使用と施設の設置目的の達成が図られることから、地域の発展のために最も適した団体と考えられるからであります。指定期間は、安定した継続的な管理が行われることを考慮して、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 26、議案第 23 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 23 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町児童館の指定管理者として、森町森 50 番地の 1、社会福祉法人森町社会福祉協議会の指定を行うものであります。

森町社会福祉協議会は、公共性をもった地域福祉の中核団体として広範な福祉事業を実施している社会福祉法人であります。森町児童館の運営に関しましては、平成 18 年度から森町社会福祉協議会が指定管理者として事業運営を行ってきておりますが、子供の発達段階や利用者のニーズに基づいた講座や教室について、年間を通して実施しております。また、教育委員会・商工会と連携した事業などが計画され、地域に根ざした子どもの居場所の提供ができております。児童館の職員に関しましても、これまでの事業運営の中での経験や研修により、利用者が安心して過ごすことのできる環境づくりができております。

加えまして、森町児童館は、森町保健福祉センター内の施設であり、土曜日、日曜日の休日で健康こども課が業務を行っていない日に開館していることから、適切な管理運営実績を持つ森町社会福祉協議会が最も適した指定管理者であると考えております。

指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年

間とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 27、議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町旧藤江勝太郎家住宅）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町旧藤江勝太郎家住宅）」について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町旧藤江勝太郎家住宅の指定管理者として森町城下 369 番地の 2、一般社団法人城下社中を指定し、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものでございます。

城下地区では、地域に残る古民家等を改修・活用し、面的に整備して地域活性化を図るまちづくり事業に取り組んでおり、町は一般社団法人創造遺産機構（HERITA）の伴走支援を受けて事業を推進してまいりました。この事業はまちづくりビークルと呼ばれる地域主体のまちづくり団体を組成して進めていく取組であり、先進地視察やまちづくりワークショップを通して、城下地区の皆さんに理解を深めていただく中、この度、一般社団法人城下社中が設立されました。城下社中は、森町や城下地区の活性化に資する取組をすることを目的に、2 月 5 日に設立、役員五人のうち 4 人が城下の居住者及び関係者で、代表理事は城下在住の杉山眞人氏であります。残りの一人につきましては、歴史的資源を活用したまちづくりや古民家の活用に関し、専門的知識を有する

HERITAから、伴走支援業務担当者として関わっていただいた人が参画しています。指定管理者候補者の選定に当たっては本事業を推進するために設立された一般社団法人城下社中を候補者として、森町指定管理者候補者選定委員会で審査いたしました。申請書類に基づき審議を行った結果、管理の基準に基づき適切に施設の管理を行う能力を有すると認められる旨の意見をいただきましたので、指定管理者として一般社団法人城下社中を指定いたしたく議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第 28、議案第 25 号「森町道路線の廃止について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 25 号「森町道路線の廃止について」の提案理由の説明を申し上げます。

今回、廃止する路線は鍛冶島仮橋線でございます。路線の位置等につきましては、お手元にお配りいたしました議案及び位置図のとおりでございます。本路線は、令和 5 年 6 月の台風 2 号災害により崩落した鍛冶島橋の災害復旧に伴い、仮橋を架設するため町道認定した路線であります。この度、鍛冶島橋の架替工事が完了し、本年 2 月 27 日に供用開始となったため、仮橋の撤去に伴い、町道路線を廃止するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第 29、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」から日程第 38、議案第 35 号「令和 8 年度森町病院

事業会計予算」まで議案 10 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 本日、令和 8 年 3 月森町議会定例会を開会していただき、令和 8 年度当初予算の議案を提出するにあたり、その概要を御説明申し上げますとともに、令和 8 年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っているところであります。また、議員の皆様方におかれましては、頻発化する自然災害の影響、食品価格等の物価高騰により、依然として厳しい経済・財政状況の中、地方創生の推進、住民の暮らしの安全確保、災害対応等に対し、多大なる御尽力を賜っておりますことをまずもって厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の日本経済の状況をみますと、賃上げ率が 2 年連続で 5 パーセントを上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来たと言えます。足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復していますが、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いています。

こうした現状に対し、政府は、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を三つの柱とする『強い経済』を実現する総合経済対策」を策定し、その裏付けとなる令和 7 年度補正予算を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く普及させていくとしています。

こうした結果、令和7年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.1パーセント程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は4.2パーセント程度、消費者物価（総合）については、2.6パーセント程度の上昇率になると見込まれています。

こうした中、令和7年12月9日に閣議決定した「令和8年度国の予算編成の基本方針」における基本的考え方では、『強い経済』を実現する総合経済対策』を速やかに実行するとともに、今後、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図るに当たり、経済財政運営のあるべき姿は、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」であるとしています。具体的には、戦略的な財政出動により官民が力を合わせ「危機管理投資」と「成長投資」を進めて社会課題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ、「強い経済」を実現していくとしています。そして、経済成長を通じて税収を増やし、成長率の範囲内に債務の伸びを抑制し、政府債務残高対GDP比を引き下げ、これにより財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保するとともに、「強い経済」の実現と財政健全化を両立させていくとしています。こうした今後の強い経済成長と物価安定の両立の実現に向けて、政府は引き続き、日本銀行と緊密に連携し、デフレに後戻りすることのない物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2パーセントの物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待するとしています。このような方針に基づいて令和7年12月26日に閣議決定された、令和8年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして、122兆3,092億円と、前年度当初予算に対してプラス7兆1,114億円、6.2パーセントの増加で、過去最大規模の予算額となっています。政府は、この予算のポイントとして、「令和7年度補正予算での対応に続き、切れ目なく、『強い経

済』を実現する予算」とし、「社会保障関係費等の経済・物価動向等の反映」、「防衛力強化やこども・子育て等の財源を確保して複数年度で計画的に取り組んでいる施策の推進」、「いわゆる教育無償化等の新たな財源確保や予算全体のメリハリを通じた施策の充実」等、重要施策について増額した予算としています。

一方、令和8年度の地方財政計画の概要につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は47兆8,185億円、対前年度比プラス5.2パーセント、地方交付税は20兆1,848億円、対前年度比プラス6.5パーセント、投資的経費につきましては12兆4,568億円、対前年度比プラス2.8パーセントと見込むなど、その歳入歳出規模を102兆4,427億円、対前年度比プラス5.5パーセントとしています。

他方、県におきましては、財政健全化と未来への投資の両立を目指すとし、財政の健全化に向けた取組を着実に推進するとともに、「幸福度日本一の静岡県」の実現に向けた施策や国の「責任ある積極財政」に呼応した未来への投資を推進する予算として、一般会計予算総額を対前年度比プラス3.0パーセントの1兆4,141億円としています。歳入では、県税につきましては、経済の回復に伴う企業収益の増による法人2税の増加と軽油引取税の暫定税率の廃止及び自動車税環境性能割の廃止に伴う減少を見込み、県税全体では対前年度比プラス1.1パーセントとしています。また、歳出では、未来への投資の推進として、産業分野では地域未来基金を造成し、産業クラスターの形成や地場産業の付加価値の向上など産業力の強化等の取組、子供・教育分野では、県立高校のトイレ洋式化・乾式化、空調整備等の推進、さらには災害に強い道路整備や気候変動を踏まえた河川改修等の公共事業への投資を図るとしています。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策に注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営を継続していくため、引き続き財政の健全化に努めるとともに、子ども・子育て支

援施策の更なる充実とあわせ、移住・定住の推進施策の拡充を図りつつ、「遠州の小京都リノベーション推進計画」の着実な推進と民間活力との連携をさらに深め、本町の地域特性や可能性を活かした地方創生に取り組み、活力ある持続可能なまちづくりを推進してまいります。また、時代の変化に柔軟に対応し、ウェルビーイングの考え方を取り入れながら、これからのまちづくりにおいて目指す姿と進むべき道筋を明らかにするため、町政の中長期的な指針となる新たな「第10次森町総合計画」の策定を進めてまいります。

以上の点を踏まえまして、令和8年度当初予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

最初に議案第26号、一般会計予算についてでございます。

参考資料、令和8年度森町当初予算(案)概要も併せて御覧ください。

令和8年度当初予算編成にあたり、「森のバージョンまちづくり実行予算」と定めるため、重点施策を実現させつつ、持続可能な財政運営を目指す方針とし、令和7年度に作成した「行政経営の考え方及び優先取組事項」に基づき、「森町に住む人や職員が幸せであり続けられること」を最終目標に、限りある資源（ヒト・モノ・カネ）を戦略的に配分することといたしました。

予算規模は10,450,000千円と、前年度当初予算に対してプラス25,000千円、0.2パーセントの増加で、5年連続して過去最高となっております。

歳出における主な増加要因といたしましては、施設のリニューアルを行う森町体験の里施設改修工事、町営住宅天宮団地西側斜面の災害復旧事業、町道新田赤松線改築工事の交通安全対策事業、森町文化会館大ホール舞台照明設備更新工事の増等によるものがあります。

一方、減額要因といたしましては、標準化・共通化システム整備委託料、鍛冶島橋災害復旧工事、中川下工業専用地域開発可能

性詳細調査業務委託料等の減少に加え、持続可能な財政運営を目指し、事業見直しや維持補修費等の経常経費の削減を実施しております。

次に、マニフェストに掲げました「森のベーションまちづくり 三つのまちづくりと六つの施策」に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

1 点目のまちづくり「移住者、定住者に選ばれる『住みたいまち、住み続けたいまち』」の一つ目の施策「移住定住を推進」につきましては、新たに本町の地域資源・人材を活用し、二地域居住者とともに地域課題解決に取り組むローカルイノベーターの発掘・可視化・育成を行う「二地域居住先導的プロジェクト事業」に取り組めます。また、令和7年度に実施した多地域就学受入可能性調査を受け、「二地域子育て移住促進モデル事業」としてデュアルスクール導入に向けた体制整備及び仕組みを構築します。さらに、二地域居住希望者の地域コミュニティへの参加等を伴走支援する「二地域居住コーディネーター」を新たに設置するとともに、三大都市圏の企業等が地方公共団体に人材を派遣し、企業等のノウハウや知見を活かし、地域の魅力向上を図る「地域活性化起業人」制度を活用し、専門性の高い空き家の流通促進や人材育成等を図ります。また、引き続き、空き家等管理活用認定支援法人委託事業、空き家等利活用促進支援補助金、森町移住者新生活応援金、住もうよ森町新婚さん応援金、結婚新生活支援補助金につきましても取り組めます。さらに、新たな多文化共生の取組として、日本語教室や交流サロンの開催、翻訳機器の購入、町内企業が行う外国人材等に対する日本語学習支援の経費に補助を行います。そして、森町プロモーション戦略に基づく取組では、新たに役場庁舎内壁面を活用した情報発信を行うなど、シビックプライドのさらなる醸成を図ることで、住んでいる人も訪れる人もまちの魅力を享受することができるまちづくりを目指します。

二つ目の施策「子育て、教育を充実」につきましては、子供・子

育て支援として、こども家庭センター事業、森っ子お助け隊事業、森っ子就学応援事業を引き続き実施します。さらに、妊婦のための支援給付金事業、産婦健康診査・産後ケア委託事業に引き続き取り組むとともに、妊婦健診等に対する交通費等助成金や不妊治療先進医療費助成金を新設します。また、新たに国の施策に基づき小学生の給食費を無償化するとともに、幼稚園児・中学生の給食費においても保護者負担を一部軽減します。そして、保育コンシェルジュの配置や病児・病後児保育への対応、こども医療費助成事業、高校生世代まで支給対象を拡充した児童手当支給事業にも継続して取り組み、子育て世代の不安の解消や経済的な負担の軽減を図ります。乳幼児につきましては、一時預かり事業に加え、新たに生後6か月から3歳未満の保育所等に通っていない子供が保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。保育園に関しましては、待機児童ゼロを維持するとともに、近隣市と連携した保育士等キャリアアップ研修の実施、加配保育士の人件費補助に引き続き取り組むとともに、0～2歳児を対象に第2子以降無料とする保育料の無償化を継続します。また、ときわ保育園は幼保連携型のときわこども園へ移行し、保護者の就労状況が変化した場合にも、通い慣れた園を継続して利用可能とするとともに、同園が子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う取組を支援し、地域子育て支援機能の充実を図ります。幼稚園につきましては、全園での預かり保育事業と森・園田幼稚園での預かり保育の時間延長、小学校につきましては、放課後児童クラブの受入れ児童数増員への対応とともに、引き続き放課後子ども教室を実施し、子育て環境の充実を図ります。教育学習関係につきましては、GIGAスクール構想推進事業として、オンライン学習環境を継続して充実させるとともに、ICT授業づくりのためのアドバイザーを引き続き確保します。また、教育施設については、特別教室等の空調整備、幼稚園における照明のLED化を行

います。さらに、英語教育の推進、教育支援センター事業、通級指導教室等に引き続き取り組んでまいります。また、中学校部活動の地域展開については、トライアル事業「スタートアップ！Morri・Asahiクラブ」の検証結果を踏まえ、森町らしく魅力ある地域クラブ活動への移行を進めてまいります。そして、図書館管理運営事業につきましては、効率的で持続可能な図書館運営体制を確保し、利用者サービスの向上を図るため新たに指定管理者による運営を開始します。

次に、2点目のまちづくり「民間活力と連携した『活気あふれる産業と交流のまち』」の一つ目の施策「産業を振興」につきましては、まず、企業誘致の取組として、積極的な企業誘致と雇用の確保のため、工業団地基盤強化事業として町道の整備を進めます。また、産業立地事業費補助金を計上し、町内へ新たに進出する企業に対し、用地取得及び新規雇用に対する補助を行います。さらに、森町袋井インター通り線の整備促進を図るため、整備事業に係る経費を負担します。農林業関係につきましては、新たに茶業振興として、海外需要の高いてん茶や有機栽培などの生産に適した品種への改植や被覆栽培の資材導入に係る費用を県との協調及び町独自で助成するとともに、「遠州森乃茶」ブランド維持や今後の方向性について、茶業振興協議会が検討する取組を支援します。また、県営農地整備事業「天竜川下流用水一宮」及び「森町とうもろこしの里2期」負担金、県営経営体育成樹園地再編整備負担金を計上し、地域計画の更新、農林業用施設等の維持管理、有害鳥獣対策に引き続き取り組みます。商工業関係につきましては、森町商工会及び「森町の商工業を元気にする事業」への補助や、産業祭への補助を継続します。また、企業説明会運営委託事業に引き続き取り組み、町内企業の人材不足解消・人材確保へつなげます。ふるさと納税推進事業としましては、受け入れた寄附に係るお礼の品等の関係経費について、寄附額の2分の1以内となるよう制度を遵守し、引き続き、新しい魅力ある返礼品の発掘に加え、

森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与するよう取り組むとともに、企業版ふるさと納税の取組も積極的に推進します。

二つ目の施策「観光・交流を活性化」につきましては、「遠州の小京都リノベーション推進計画」に基づき、旧児童館跡地等の整備実施設計業務に着手するとともに、改修が完了した旧藤江勝太郎家はオープニング式典を行い、指定管理者により運営してまいります。遠州の小京都推進事業では、新たに特産品に特化した動画を制作し、本町の魅力の一つである特産品の情報発信に取り組みます。さらに、産・学・官連携による新商品開発事業として「森町の特産品を活用したクラフトビール」づくりに取り組み、商品化を目指します。森町体験の里につきましては、新たな指定管理者による運営を開始するとともに、マウンテンバイクパーク開設や施設のリニューアル、民間企業が主体となり開設する古道トレイルとの連携など、今まで以上に魅力ある施設を目指していきます。交流の活性化では、引き続き東京都「江東区民まつり」や「小田原かまぼこ桜まつり」等の出展と森町ふるさと交流会の開催により、観光誘客の推進と森町ファンの拡大、ネットワークづくりに努めます。文化財の保存・活用に関しましては、「文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁の認定を受け次第、町民や関係者に周知して取り組みます。

次に、3点目のまちづくり「赤ちゃんから高齢者まで『だれにもやさしいまち』」の一つ目の施策「安心・安全を確保」につきましては、まず、防災・減災対策といたしまして、天方総合センターに防災倉庫等を設置するとともに、保存用飲料水や非常用携帯ミニトイレの更なる備蓄を進めます。加えて、大規模災害発生時に想定される大量の住家被害認定調査を短期間で実施できるように、新たに住家被害認定調査支援システムを導入します。また、第2小簗川水系について、流入水路浸水対策詳細設計を実施するとともに、準用河川睦実川水系の浸水対策についても基本計画作成に着手します。さらに、建築物等耐震化促進事業費補助金によ

り木造住宅耐震改修、瓦屋根の耐風改修を引き続き促進します。地域防災力の向上では、防災士資格取得や感震ブレーカー設置に対する助成制度を新設するとともに、県・磐田市・袋井市と共催で実施する総合防災訓練経費を計上し、訓練を通じて更なる地域防災力の充実に努めます。地域医療や健康対策につきましては、まず、地域医療の要である森町病院に 340,000 千円を繰り出し、病院事業の経営強化に取り組みます。また、引き続き浜松医科大学に寄附講座を設置し、地域包括ケアシステムの深化を図り、地域包括支援センターにリハビリ専門職を継続配置します。そして、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業にも継続して取り組みます。予防接種に関しましては、子供の定期予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種、新型コロナウイルス予防接種、帯状疱疹^{ほうしん}予防接種等を継続して実施し、新たに妊婦に対するRSウイルスワクチン予防接種を定期接種として実施します。障害者支援では、障害児と保護者への支援を引き続き実施するとともに、施設通所に係る費用の助成や重度心身障害者（児）に対する医療費扶助等に取り組みます。また、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、次期計画を策定します。インフラ関係といたしましては、防災・減災、国土強じん化対策を進めるため、国の交付金を活用した橋りょうの点検、橋りょう耐震設計、道路照明灯の点検を実施するとともに、辺地債等を活用した町道整備に取り組みます。さらには、上水道安全対策事業繰出金を計上し、上水道施設の整備に取り組むとともに、公共下水道事業会計への繰出金を計上し、持続可能な事業運営に取り組みます。デジタルに関しましては、公共施設におけるオンライン施設予約システムの構築や窓口でのキャッシュレス決済を導入し、利便性の向上を図ります。また、行政手続のオンライン化対応やマイナンバーカードの取得更新支援・利用の推進とともに、引き続きCDO補佐及びCIO補佐業務を委託し、外部のデジタル人材を活用して、全庁的

にデジタルも用いた変革を推進します。さらに、生成A I利活用の推進、高齢者等のスマートフォン操作講座の開催に引き続き取り組みます。連携やコミュニティに関することとしましては、協働まちづくり推進事業、町内会公民館整備補助金を継続することで地域コミュニティ活動の活性化を支援します。さらに、地域交通に関しては、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス運行事業及び民間バス路線への支援を継続し、森町公共交通利用券助成事業、一宮地区及び園田地区における地域タクシー運行に継続して取り組みます。そのほかの取組としましては、ため池改修事業実施設計業務や町営住宅天宮団地西側斜面崩落対策とともに、公共施設等の長寿命化対策に取り組みます。

議 長 (中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午前 11 時 57 分 ~ 午後 1 時 10 分 休憩)

議 長 (中根信一郎 君) 定刻となりましたので、会議を再開いたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 議案第 14 号「令和 7 年度森町水道事業会計補正予算 (第 2 号)」の提案理由におきまして、付属資料の 1・2 ページ、収益的収入及び支出の明細と申し上げるべきところ、収益的収支及び支出の明細と申し上げました。正しくは、収益的収入及び支出の明細でありますので、お詫びをして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 (中根信一郎 君) それでは引き続き、提案理由の説明をお願いいたします。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 3 点目のまちづくり「赤ちゃんから高齢者まで『だれにもやさしいまち』」の二つ目の施策「自然環境を保

護」につきましては、まず、カーボンニュートラル実現に向けた取組として、地球温暖化防止啓発事業や小学生を対象とした環境教育授業への支援、住宅用太陽光発電システム及び家庭用蓄電池の導入を対象にした新エネルギー機器等導入促進補助金、生ごみ処理機購入費補助金、資源ごみの拠点回収等とともに、電動アシスト自転車の購入補助に引き続き取り組みます。また、美しいまちづくりとして、レールフレンドシップ事業を引き続き実施するとともに、向天方地内の桜並木を管理する委員会への補助や環境美化パトロールを継続します。加えて、太田川の水産動物資源であるアユの増殖を図るため、太田川漁協が取り組む親魚放流事業に引き続き補助を行います。森林環境譲与税を活用した事業としては、新たに里山林の整備を促進するため竹等粉碎機を購入し、里山整備を実施する団体等に貸出しを行います。また、公益的機能の向上を増進するための森林整備や林道・作業道等の整備、インフラ保全のための森林整備などに取り組み、森林の適正管理による地球温暖化対策の一助とします。加えて、小学校5年生を対象とした森林環境教育に引き続き取り組みます。

次に、これらを賄う財源の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税につきましては、地方財政計画の見込み及び令和7年度の収納実績、企業業績の状況等を考慮し、個人町民税は、対前年度比プラス0.6パーセントの866,500千円、法人町民税は対前年度比マイナス12.9パーセントの108,001千円、固定資産税は対前年度比プラス3.4パーセントの1,168,500千円とし、町税全体では対前年度比プラス1.2パーセントの2,375,697千円といたしました。地方消費税交付金につきましては、地方財政計画、今年度の実績見込等を考慮し、プラス12.7パーセントの505,000千円を計上いたしました。地方特例交付金につきましては、自動車税における環境性能割の廃止及びガソリン等の暫定税率廃止に伴う減収補填分が増加するため、プラ

ス 120.6 パーセントの 37,500 千円を計上しております。地方交付税につきましては、地方財政計画、今年度の実績見込等を考慮し、対前年度比 190,000 千円増の 2,400,000 千円を計上いたしました。繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度同額の 450,000 千円を計上したほか、減債基金繰入金 110,000 千円、ふるさと応援基金繰入金 219,228 千円など、対前年度比 6,454 千円増の 823,519 千円としております。諸収入につきましては、標準化・共通化システム整備委託事業に対するデジタル基盤改革支援補助金の減額等を見込み、対前年度比 239,240 千円減の 232,083 千円を計上しております。町債につきましては、各投資的事業の財源として 752,900 千円を計上し、対前年度比 10,600 千円減、マイナス 1.4 パーセントとなっております。

次に、議案第 27 号から議案第 32 号までの特別会計予算でございますが、議案第 27 号、国民健康保険特別会計予算は、県に納める国民健康保険事業費納付金と過去 3 年間の療養給付費を基に推計した医療費等から年間予算を推計しております。令和 8 年度には、新たに、子ども・子育て支援金制度が開始されることから、事業費納付金額の増加に伴い、予算総額は 1,971,268 千円で、対前年度比プラス 0.3 パーセントとなっております。

次に、議案第 28 号、後期高齢者医療特別会計予算では、被保険者から徴収した保険料を運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するものが主で、予算総額は 332,531 千円で、対前年度比プラス 13.4 パーセントの計上となっております。

次に、議案第 29 号、介護保険特別会計予算でございますが、予算総額は 2,403,969 千円で、対前年度比プラス 1.8 パーセントの計上となっております。歳入では 65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収する保険料は対前年度比プラス 1.5 パーセントの 513,726 千円の計上となっております。また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。歳出では、全体の 93.3 パーセントに当たる保険

給付費として、第9期介護保険事業計画と本年度の実績見込に基づき、2,243,243千円を計上しております。

その他、議案第30号、大久保簡易水道事業特別会計予算、議案第31号、三倉簡易水道事業特別会計予算及び議案第32号、大河内簡易水道事業特別会計予算は、ともに経営規模に則した事業執行に必要な経費を計上し、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めてまいります。

次に、議案第33号水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は8億2,327万9,000円で、対前年度比マイナス1.5パーセント、1,251万円減額の計上となっております。主な減額の要因としましては、料金改定計画策定業務委託料及び受託工事費の減額でございます。水道事業につきましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をしてまいります。

次に議案第34号、公共下水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は6億391万6,000円で、対前年度比マイナス0.5パーセント、314万9,000円減額の計上となっております。主な減額の要因としましては、下水道整備事業が完了したことにより、一人分の人件費の減額及び下水道処理区域内の未整備地区に対する管路延伸工事費の減額でございます。下水道事業につきましては、今後も引き続き経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、持続可能な事業運営を目指してまいります。

最後に、議案第35号、病院事業会計予算でございますが、収益的収入及び支出の予定額では、病院事業収益を2,973,195千円、病院事業費用を3,681,651千円と見込み、病院事業費用が病院事業収益を7億845万円6,000円上回る収支不均衡の予算となっております。資本的収入及び支出の予定額では、資本的収入を499,646千円、資本的支出を598,178千円と見込み、資本的収入額

が資本的支出額に対し不足する額は、一時借入金で処理するものとしております。入院につきましては、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の三つの病棟を病状と入院目的により機能させ、質の高い医療を提供するとともに、高い病床稼働率を目指します。入院患者数は、今年度の実績から微増する見込みであり、入院単価も診療報酬のプラス改定や整形外科手術の増加などにより増額を見込み、入院収益全体では、前年度より 5,859 万円の増収となっております。外来につきましては、患者数は森町病院、家庭医療クリニックともに増加する見込みであり、外来収益全体では、前年度より 838 万円 4,000 円の増収となっております。一方、医業費用につきましては、給与費や物価高騰の影響により経費などの増加が見込まれるため、前年度より 7,240 万 6,000 円の増額となっております。

病院を取り巻く状況を見ますと、医師や看護師の確保につきましては、非常に厳しい状況ではありますが、今後も採用活動を強化するとともに、収益確保に向けた診療体制の構築や看護師の配置の最適化により効率的な病棟運営に努めてまいります。公立森町病院経営強化プランにつきましては3年目となりますが、今後も持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化を図るよう、職員一同、一層努力してまいります。以上のような状況ではありますが、令和8年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応じた医療提供体制とすることで、経営の安定化につなげてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御支援・御協力をお願い申し上げます。以上で、森町の令和8年度予算の概要の説明とさせていただきます。

町では、新年度から産業課を農林政策課と産業政策課に分割する機構改革を実施することで、より専門性を強化し、行政サービスの質の向上を図ってまいります。令和7年度は、「森のベーションまちづくり推進予算」の年として、マニフェストに掲げた「三

つのまちづくり」に沿って事業を進めてまいりました。令和8年度は、更なる交流と活性化を目指し、「遠州の小京都リノベーション推進計画」の着実な推進、民間活力との連携をさらに深めつつ、移住・定住の推進施策の拡充を図ることで、地域資源を最大限に活用した新たな人の流れや交流人口、関係人口を生み出す仕組みをつくり、「森のベセッションまちづくり実行予算」に力強く取り組んでまいります。そして、活力ある持続可能なまちづくりのための各種施策の実現に向け、全身全霊を傾けてまいり所存でございますので、議員各位の御理解・御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして、御可決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月9日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑及び委員会付託等を行います。なお、議案第10号から議案第15号までの補正予算6件については、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

（ 午後 1時26分 散会 ）